

電気需要平準化に関し事業者(荷主)が取り組むべき
措置に関する指針(告示)について(案)

平成25年8月27日
省エネルギー対策課

1. 背景

- ・ 改正省エネ法第59条第2項において、経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主による貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送に係る電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、法第58条第3項に掲げる事項その他当該荷主が取り組むべき措置に関する指針を定め、公表することとされている。
- ・ 事業者が取り組むべき措置として本指針に定める事項としては、「1 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更のための措置」(第58条第2項第3号)及び「2 その他当該荷主が取り組むべき措置」(第59条第2項)、に關することとされている。
- ・ このため、本指針に定めるべき1及び2の具体的な内容について、工場・事業場に関する指針の内容を踏まえつつ、検討する必要がある。

2. 指針に定める事項

- ・ 指針は「1 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更のための措置」及び「2 その他荷主が取り組むべき措置」の構成とすることを基本とし、それぞれ以下の内容を定めることを中心に検討を進める。

<前段>

- ・ まず前段において、事業者が電気需要平準化に資する措置を実施するに当たり、特に重要かつ共通的な事項について定めることとする。
- ・ 具体的には、以下に掲げる事項について、記述することとしたい。
 - ◇ 電気需要平準化に資する措置とエネルギーの使用の合理化との関係
 - ◇ 電気需要平準化時間帯
 - ◇ 電気需要平準化に資する措置の実施に当たって留意すべき事項

<1 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更のための措置>

<2 その他荷主が取り組むべき措置>

- ・ 荷主が貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送に係る電気需要平準化に資する措置を実施するに当たり、適切かつ有効な実施を図るための措置などについて、内容を検討のうえ、記述することとしたい。